



**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

月曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉ ishisisotsu@city.ama.lg.jp

子育て

児童手当・特例給付支給日のご案内

令和6年10月定期支払の支給日は、10月10日(木)です。入金は通帳記載等でご確認ください。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・2571

子育て応援！

ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 10月28日(月)

午前10時～11時30分

場所 美和公民館

対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(生後4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)

※託児ご利用を希望の方は開催日8日前までに申込みが必要。

メール申込 件名「説明会申込み」、

本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して

✉ ama-harfamisisapo@clovern
et.ne.jp まで送信して
ください。



問合先 あまつ子はるつ子ふあみさ
ぽセンター事務局(七宝公民館1
階)

※日・月曜・祝日休み

☎462・0150

FAX 462・0160

**10月は「里親月間」子どもたちの
健やかな成長のために、里親にな
りませんか？**

里親とは、保護者の病気など様々な事情により、家族と離れて暮らす子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解をもって養育してくださる方のことです。

愛知県では、里親になつてくださる方を募集しています。詳しくは愛

知県海部児童・障害者相談センターへお気軽にお問い合わせください。

問合先 愛知県海部児童・障害者相談センター

☎0567・25・8118

募集

保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

保育園会計年度任用職員(看護師)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員

(児童厚生員)募集

業務内容 児童館運営業務・児童クラブ運営補助業務

勤務地 七宝児童館

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(うち7時間、休憩1時間有)

(児童クラブ補助業務)午前7時30分～午後7時(うち7時間、休憩1時間有)

週5日働くことが出来る方

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 七宝児童館

応募資格 保育士、幼稚園・小中学校教諭などの資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し、後日依頼の時に健康診断書

※書類提出後、面接のうえ決定します。

※書類提出後、面接のうえ決定します。

す。

問合先 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)、週3～4日

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方(補助員については特になし)

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎445・1367

FAX 445・0346

福祉

認知症カフェ

～ふれあい青空カフェ～

ふれあい青空カフェは、認知症の方やその家族、地域住民など、どなたでも気軽に参加できる集いの場所です。市役所東側外の交流広場で行います。集まった仲間とお茶やお菓子を楽しみながらおしゃべりしませんか？

開催日 10月9日(水)・10日(木)・11日(金)・15日(火)・16日(水)

開催時間 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

※参加したい方は、当日お集まりください。申込み不要、参加費無料です。

問合先 高齢福祉課 地域包括支援センター

☎444・3159

FAX 443・2571

寄附

寄附のお礼

株式会社アオキスーパー

代表取締役 青木 俊道様

子どもたちが、食品トレーについて学ぶと同時にリサイクル活動について理解を深める機会のために食品トレーのひみつ(本)

十二冊

ご厚意ありがとうございました。

問合先 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

教育

私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申込みください。

補助対象者

(1)令和6年10月1日において、私立高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校の後期課程、または専修学校の高等

課程、または専修学校の高等

課程、または専修学校の高等

課程、または専修学校の高等

課程に在学する生徒の保護者等
(2) 授業料等の負担額が年額10,000円以上の方

(3) 令和6年10月1日に本市内に住所を有する方

(4) 令和6年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入学金、教育充実費、諸会費、設備維持費及びこれらに類するもので、補助対象者が負担する経費を言います。

※公立・私立にかかわらず高等学校等を卒業、または修了したことがある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課窓口へ提出、または郵送してください。

令和6年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和6年1月1日に住民票のある市町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。

また、対象生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証

明書が必要です。

申請期間

10月1日(火)～11月29日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

外国人学校修学援助補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申込みください。

補助対象者

(1) 令和6年10月1日に、外国人学校に在籍する幼児または高等学校生徒の保護者等

(2) 令和6年10月1日に、本市に住所を所有する方

(3) 令和6年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

補助金額

幼児 年額12,000円

高等学校生徒 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課窓口へ提出してください。

令和6年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、

審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和6年1月1日に住民票のある市区町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。

また、高等学校生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

申請期間
10月1日(火)～11月29日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

保険・年金



お急ぎください!! 国保特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診期間は10月31日(木)まで

受診を希望される方は、指定医療機関へ予約のうえ受診してください。年に一度は健診を受け、生活習慣病を予防しましょう。

対象 40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者

※対象の方には、5月下旬に健康診査受診券を送付しています。

※4月2日以降に国民健康保険に入された方で、受診希望の方はお問い合わせください。

場所 海部地区・津島市指定医療機関

費用 無料

問合先 保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683

FAX 443・3555

障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害の原因となった病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、**障害基礎年金**の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられている場合があります。また、障害の程度によっては、請求しても受給でき

ない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細に関しては左記にお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

環境・衛生



10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水月間」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

家庭でできる生活排水対策

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出ししましょう。

・洗剤は、適切な量を使用しましょう。

・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽を管理するすべての方は、法律で清掃、保守点検、法定検査を受けなければならないとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

法定検査申込先

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

☎481・7160

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

防犯

特殊詐欺対策機器の購入費用の一部を補助します

受付期限

購入から2か月以内または令和7年1月31日(金)のどちらか早い日まで
に申請してください。

※予算がなくなり次第終了します。

対象者

・高齢者のみで構成されている世帯の構成員

・日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者

※高齢者とは、令和7年3月31日時点で満年齢65歳以上の方

※同一世帯で既に補助金の交付を受けたことがある方は申請できません。

対象機器

次のいずれかに該当する機器が対象です。

- ・迷惑電話を発信する番号を登録することで、その番号からの着信を自動で判別し、警報を表示し、自動的に着信を切断する機能を有する機器
- ・自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する通信装置

補助金額

購入及び設置に要する費用の2分の1の額で6,000円を限度とする。

※100円未満切り捨て

必要書類

・補助金交付申請書兼請求書(危機管理課窓口、市公式ウェブサイト)

からのダウンロード)

- ・支払いが完了したことが分かる領収書の写し
- ・機器の規格が分かるパンフレット、説明書等

・振込先の通帳の写し(振込先は申請者に限る)

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

秋の安全なまちづくり県民運動

期間 10月11日(金)～20日(日)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

年間取組事項

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 暴力追放運動の推進

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

儿事業

際に合わせて防犯活動を行っていた
だけの方を募集します。



ウォーキングをしてもらう際に配布する蛍光反射付きのベストを着用してもらい、地域の防犯意識を高め、犯罪の起きにくいまちづくりを目指します。

ウォーキングによる防犯パトロールは「団体で活動する防犯パトロール」とは異なり「個人の方によるボランティア活動」です。

申込
10月1日(火)から危機管理課窓

□で配布します。ご希望の方は窓

☐で申請をお願いします。

※先着50着とさせていただきます。

問合先 防犯協会事務局（危機管理

課

☎ 444.0862

FAX 441.8330

16

申込・問合せ先 危機管理課(窓口または電話)

☎ 444・0862
FAX 441・8330

都市計画



用途地域の変更の案の縦覧

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、用途地域の変更の案を次のとおり縦覧します。

この案に意見のある方は縦覧期間中、市に対して意見書を提出することができま。

縦覧期間

10月22日(火)～11月5日(火)
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日を除く)

縦覧場所 都市計画課

問合せ先 都市計画課

☎ 441・7112
FAX 444・8387
スポーツ課
☎ 485・6150
FAX 443・8210

お詫びと訂正



もしものときのあなたのお住まいは大丈夫ですか?の誤りについて

広報9月号に掲載しておりました「もしものときのあなたのお住まいは大丈夫ですか?」にて、記載内容に誤りがございました。

深くお詫び申し上げますとともに、左記のとおり訂正させていただきます。

訂正箇所

ブロック塀等撤去費補助金

【誤】上限20万円

【正】上限10万円

問合せ先 都市計画課

☎ 441・7112
FAX 441・8387

交通安全まんが

みどりちゃん 沢村ツトム



市内事業者応援!

第2弾あまつく PayPayキャンペーン

～スマホ決済でポイント最大10%付与～

開催期間 10月1日(火)～31日(木)



物価高により厳しい状況にある市内事業者を支援するため、市内の対象店舗で、スマートフォンのキャッシュレス決済「PayPay」で支払いを行った場合に、支払金額の最大10%のポイントを付与します。

- ・1回当たり 最大1,000ポイント
- ・期間合計 3,000ポイント

1ポイント=1円としてお支払いいただけます。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/syokou/1006629/1009245/index.html>



問合せ 商工観光課 ☎ 441・7118 FAX 441・8387